

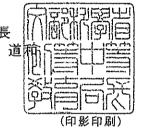
30文科生第417号平成30年9月20日

各都道府県教育委員会教育長 各指定都市教育委員会教育長 各 都 道 府 県 知 事 殿 附属学校を置く各国立大学法人学長 構造改革特別区域法第12条第1項の 認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省生涯学習政策局長 常盤



文部科学省初等中等教育局長 髙橋 道



「遠隔教育の推進に向けた施策方針」の策定について(通知)

学校教育において、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育(以下「遠隔教育」という。)を効果的に活用することは、それぞれの学校現場が抱える様々な課題や一人一人の学習ニーズに応じ、様々な場面において、学びの質を大きく向上させる可能性を持つものです。教育の質の向上を図る観点から遠隔教育を推進していくためには、教育現場の実情を踏まえ、遠隔教育が効果的な学習場面や、遠隔システムを活用する際の課題・留意点等について検討を行い、施策方針を示すことにより、教育委員会や学校等における取組の改善・充実を図っていくことが効果的です。また、規制改革実施計画(平成29年6月閣議決定)においても、「遠隔教育は現行制度においても実施可能であるが、教育の質の一層の向上の観点から、その本格的推進について、幅広い視点から施策方針の取りまとめを行い、学校関係者等への周知その他必要な方策を講ずる」とされているところです。

このような観点から、文部科学省では、丹羽文部科学副大臣を主査とする「遠隔教育の推進に向けたタスクフォース」を設置し、遠隔教育の推進方策についての検討を行い、このたび、別添のとおり、「遠隔教育の推進に向けた施策方針」を策定しました。

本施策方針では,以下の点について,制度の整備等を行うこととしました。

- 1. 遠隔教育のうち、授業等の中で遠隔システムを活用するもの(以下「遠隔授業」という。)の類型として、「合同授業型」、「教師支援型」、「教科・科目充実型」の三つに整理したこと。その上で、「教師支援型」の遠隔授業については、やむを得ず免許外教科担任が授業を担任する場合において免許状を保有する高い指導力を有する教師等が遠隔システムを活用し授業に参画することで、授業の質を高めるとともに当該免許外教科担任の資質能力の向上に資することが期待されること。
- 2.小・中学校段階の不登校児童生徒が、自宅等において遠隔教育を含め ICT 等を活用した学習活動を行う場合、在籍校の校長は、一定の要件を満たす場合に、指導要録上出席扱いとし、学習成果を評価に反映することができるが、今後、活用実績が多くない要因等についての分析を踏まえ、出席扱いとする要件や留意事項の在り方を示し、学校関係者に周知を図ることなどにより、全国における制度の活用を一層促進することとしたこと。
- 3. 小・中学校段階の病気療養児に対する遠隔教育について、受信側に当該校の当該教科の免許状を保有する教師がいない場合、現行制度においては出席と扱われず、その成果が評価に反映されないこと、また、このことが病気療養児の学習意欲の減退につながることなどから、一定の要件を満たす場合は、指導要録上出席扱いとし、学習成果を評価に反映できるよう措置を講じることとしたこと。なお、本措置の内容については、「小・中学校等における病気療養児に対する同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」(平成30年9月20日付け30文科初第837号文部科学省初等中等教育局長通知)により、御了知いただきたいこと。

文部科学省では、このたび、「遠隔学習導入ガイドブック(第3版)」を取りまとめ、公表しました。また、今年度内に複数個所で「遠隔教育フォーラム」を開催予定ですので、これらも活用しつつ、本施策方針の趣旨・内容等について十分に御了知いただき、各学校の設置者におかれては、遠隔教育の推進に向けた具体的な取組を進めていただけますようお願いします。

「遠隔学習導入ガイドブック(第3版)」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1364592.htm

都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の指定都市を除く市町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、都道府県知事及び構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く国立大学法人学長におかれては、その管下の学校に対して、本通知の内容について周知を図るとともに、必要な指導等をお願いします。

なお、平成30年地方分権改革に関する提案募集において、「高等学校の遠隔教育におけるオンデマンド型授業の実施に係る規制緩和」の提案がありました。本提案の内容は「生徒がいる教室に当該教科の免許状を保有する教師がいる状況で、オンデマンド教材等のデジタル教材を使用した授業を行うこと」であり、このことについては、

現行制度においても実施可能ですので、高等学校の設置者に対して、このことをお知らせします。

(添付資料)

- ・ 「遠隔教育の推進に向けた施策方針」のポイント
- ・ 「遠隔教育の推進に向けた施策方針」の概要
- ・ 「遠隔教育の推進に向けた施策方針」

本件担当:

文部科学省 電話: 03(5253)4111(代表)(下記以外)

生涯学習政策局 情報教育課 (內線 2085)

(高等学校関係)

初等中等教育局 初等中等教育企画課 教育制度改革室 (内線 2022)

(免許外教科担任関係)

初等中等教育局 教職員課(内線 3969)

(不登校児童生徒関係)

初等中等教育局 児童生徒課 (內線 3054)

(病気療養児関係)

初等中等教育局 特別支援教育課 (内線 3193)

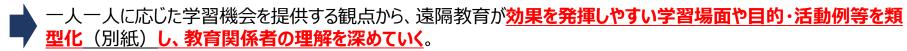
「遠隔教育の推進に向けた施策方針」のポイント



※「遠隔教育の推進に向けたタスクフォース」(主査:丹羽文部科学副大臣)として、遠隔教育を効果的に活用した教育の質の向上を図るため策定。

1. 遠隔教育の基本的な考え方

- ▶ 小規模校等における教育活動の充実や、外部人材の活用や幅広い科目の開設などにおいて、重要な意義。
- ➤ 不登校児童生徒や病気療養児など、通学して教育を受けることが困難な児童生徒にとって、学習機会の確保の観点から重要。



2. 制度の整備等

1)小・中学校段階の病気療養児に対する遠隔教育

受信側において、学校と保護者が連携・協力し、 児童生徒の体調管理や緊急時に適切な対応を 行うことができる体制を整えるなどの要件を満たす 場合、指導要録上出席扱いとし、学習成果を 評価に反映することができるよう制度改正

2)不登校児童生徒に対する遠隔教育

指導要録上出席扱いとする現行制度の活用実績の分析を踏まえ、活用のための留意事項を学校関係者に周知を図り、全国における制度の活用を一層促進。

3)遠隔システムを活用し免許外教科担任の支援を促進

やむを得ず免許外教科担任が授業を担任する場合、免許状を保有する高い指導力を有する教師等が遠隔システムを活用し授業に参画することで、授業の質を高めるとともに当該免許外教科担任の資質能力の向上を図る。

3. 全国的な普及に向けた取組

- ▶ 遠隔授業の事例や指導の際のポイント、環境構築の在り方などについてまとめた「遠隔学習導入ガイドブック」を改定し、全国の教育委員会における活用を促進。
- ▶ 優れた遠隔授業の事例を創出する実証研究 ステム導入実証研究事業」、「高等学校における次世代の学習 ニーズを踏まえた指導の充実事業」)を推進。
- 新たに開催する「遠隔教育フォーラム」(年度内に複数個所) や各種会議等において、優れた取組例や課題の解決例を積極 的に周知し、全国における取組を促進。その際、教育委員会だけではなく自治体全体に理解が深まるよう、「全国ⅠCT教育 長協議会」と連携し、更に広報活動を推進。
- ▶ 教育における先端技術の導入に向けた実証研究を関係省庁と 連携して実施するため、新規事業を31年度概算要求に計上。

合同授業型

▶ 児童生徒が<u>多様な意見や考えに</u> <u>触れたり、協働して学習に取り組</u> んだりする機会の充実を図る。 教師支援型

▶ 児童生徒の学習活動の質を高める とともに、教員の資質向上を図る。 教科·科目充実型

※ 高等学校 段階のみ

▶ 生徒の多様な科目選択を可能 とすることなどにより、学習機会の 充実を図る。

教師 + 児童生徒



ALTや専門家等



当該教科の免許状を保有する教師





同時双方向

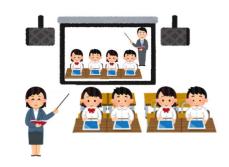


同時双方向



教師 + 児童生徒

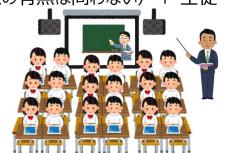
受信側



教師 + 児童生徒



当該学校の教師(当該教科の免許状の有無は問わない) + 生徒



「遠隔教育の推進に向けた施策方針」の概要

1. 検討の趣旨・背景

- ▶ 教育の質の向上の観点から遠隔教育を推進するためには、<u>遠隔教育が効果的な学習場面や、遠隔システムを活用する際の課題・留意点等について検討を行い、取組の改善・充実を図っていくことが必要。</u>
 - ※「規制改革実施計画」(平成29年6月9日閣議決定)においても、「遠隔教育は現行制度においても実施可能であるが、教育の質の一層の向上の観点から、その本格的推進について、幅広い視点から施策方針の取りまとめを行い、学校関係者等への周知その他必要な方策を講ずる」(平成30年度上期結論・措置)とされている。
- ▶ このため、<u>丹羽文部科学副大臣を主査とする「遠隔教育の推進に向けたタスクフォース」</u>を、平成30年6月に設置し、 学校における遠隔教育の推進に向けた具体的方策について検討を行い、本施策方針を取りまとめた。

2. 基本的な考え方と現状・課題

※ 本方針における「遠隔教育」は「遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育」をいう

【推進に当たっての基本的な考え方】

- ▶ 遠隔システムの活用により、学校同士をつないだ合同授業を実施したり、外部人材の活用や幅広い科目開設など、学習の幅を広げることが可能。
- ▶ また、様々な事情により、<u>通学して教育を受けることが困難な児童生徒にとって</u>、遠隔教育は、<u>学習機会の確保を図る観点から重要な役割を果たす。</u>
- ▶ ただし、教師と児童生徒、児童生徒同士の 日常的な信頼関係・人間関係が教育の基 盤であり、遠隔教育が効果を発揮する前提と して、その基盤が成立していることが不可欠。

【現状と課題】

- ① 教育関係者の理解が十分ではなく、<u>一人一人の児童生徒の</u> <u>状況等に応じた学習機会を提供</u>する観点から、<u>遠隔教育を</u> 効果的に活用する余地がある。
- ② 配信側において日常的な児童生徒理解に基づいた指導が十分でないこともあり、適時・適切な指導や声かけ、的確な学習評価に限界がある。受信側においてケガ等のリスクがあり、安全に授業を行う上での十分な配慮と対応が必要(実験、調理実習等)。実践の蓄積が少ないため、効果的に行う指導方法等が明確とは言えない。
- ③ 機器等のトラブルにより、授業の進行に支障が生じるリスク。
- ④ 遠隔システム等の整備に大きな費用が生じ、<u>財政的な負担</u>が 生じる。

3. 課題を踏まえた推進方策

課題①:一人一人の状況等に応じた学習機会を提供する観点からの遠隔教育の効果的な活用が不十分

> 遠隔教育の効果を期待しやすい学習提面や日的・活動例等を類刑化

▶ 遠隔教育の効果を期待しやすい子貿場面や目的・活動例寺を類型化				
学習 場面	合同授業型	教師支援型	教科・科目充実型 (高等学校段階のみ)	個々の児童生徒への対応
目的	■ 多様な意見や考えに 触れ、協働して学習 に取り組む機会の充 実	■ 専門性の高い外部講師等の活用による指導の充実■ 興味・関心を喚起する学習環境の実現	■ 高等学校において生徒に 多様な選択を可能とする 学習環境の提供	■ 様々な事情により、通学が困難 な児童生徒の学習機会の確保
活用例	■ 小規模校同をICTで つないだ合同授業	■ A L Tや専門家の活用■ 博物館や美術館等と連携した学習■ 専門性の高い教師による免許外教科担任への支援	■先進的な授業の実施 (論述に関する学校設定科 目等)■小規模校等での多様な 科目(理科・地歴等)の開 設	■ 不登校児童生徒に対する自宅等での遠隔教育■ 病気療養児(※2)に対する自宅・病院等での遠隔教育
送信側 免許	■ 当該教科の免許状 を保有する教師 (※1)	■ 免許状を保有しない外部 講師や免許状を保有する ベテラン教師	■ 当該教科の免許状を保 有する教師	■ 当該教科の免許状を保有する 教師
受信側 免許		■ 当該教科の免許状を保有 する教師(※1)	■ 当該校の教師であれば、 免許状の教科は問わない	■ 不登校児童生徒については、 教師の有無は問わない(学習 者のみでも可)■病気療養児の場合(※3)
学習 評価	■ 各校の教師が実施	■ 受信側の教師が実施	■ 両校の教師が合同で実施(単位認定が可能)	■ 不登校児童生徒について、「出 席扱い」とし、評価に反映。
※1 免許外教科担任を含む※2 疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間学校を欠席すると認められる児童生徒※3【小・中学校段階】当該教科の免許状を保有する教師【高等学校段階】文部科学大臣の指定を受けた高等学校では教師の有無は問わない。特別支援学校				■ 小・中学校段階の病気療養児 に対する遠隔教育については、受信側に当該校の当該教科の 免許状を保有する教師がいな

- 高等部の訪問教育では当該校の教師であれば免許状の教科は問わない(オンデマンド型の場合は教 員の有無は問わない)。また、教科・科目充実型の仕組みを活用することも可能
- い場合、現状では「出席」とはな らず、評価の対象外。